

野菜価格安定対策事業における指定野菜品目への小ねぎの追加について

提案・要望先 農林水産省

提案・要望の要旨

「小ねぎ」は全国的に重要な品目であり、同時に本県の園芸農業においても重要品目として位置づけられることから、野菜価格安定対策事業において指定野菜の対象品目として早期に追加すること。

【提案・要望の具体的内容】

「小ねぎ」は、「ねぎ（調整、青、白）」と販売価格が異なることから、指定野菜の対象である「ねぎ」の中へ新たに「小ねぎ」の区分を早期に追加し、補助金の交付対象とすること。

【提案・要望の理由】

小ねぎは、広く一般消費、業務消費において薬味などとして利用され、日本の食習慣の中では欠くことのできない品目である。

本県は福岡県に次ぐ小ねぎの産地であり、3大市場（※）の取扱量約8,300 tの30%に相当する量を消費地に安定供給しているところである。

また、小ねぎは本県園芸農業の産出額の上位を占めており、消費地への安定出荷、産地の安定生産の観点から、昭和60年度より県単事業で価格安定制度の対象品目としている。

以上のことから、今後、全国消費ニーズへの安定供給責任を果たしていくためには、国の指定野菜の対象品目として追加する必要がある。

※東京、名古屋、大阪

【高知県担当課室】 農業振興部産地づくり課